

食安輸発0820第4号
平成21年8月20日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

ポーランド及びウクライナ産ベリー類の濃縮加工品
の放射能検査の実施について

今般、輸入時の自主検査において、ポーランド及びウクライナ産ブルーベリーを原料とする原料用果汁から、暫定限度を超える放射能濃度が検知されたことから、今後、当該国を原産とするベリー類の濃縮加工品の輸入届出の30%について、放射能濃度に係る行政検査を実施するようお願いします。

なお、検査については、平成10年12月2日付け衛検第223号「旧ソ連原子力発電所事故に係る輸入食品の監視指導について」によることとします。

(参考)

1. 品名：原料用果汁：BLUEBERRY JUICE CONCENTRATE
 2. 生産国：ポーランド
 3. 製造所：SVZ POLAND SP. ZO. O.
 4. 検査結果：放射能濃度（セシウム134及びセシウム137の合計）440 Bq/kg
 5. 検疫所：東京検疫所川崎検疫所支所
 6. 輸入者：伊藤忠商事 株式会社
- 注) 原材料のブルーベリーは、ポーランド及びウクライナ産を使用